

## 第三者行為等による届出の注意事項

この度の事故被害につきましては、心よりお見舞い申し上げます。

交通事故などの第三者の行為によって起こった病気やケガは、その第三者（加害者）が治療費を支払うわけですが、健康保険組合に届け出ることによって健康保険で治療を受けることができます。

この場合、健康保険組合は加害者が支払うべき治療費を一時的に立て替えるだけで、負担した治療費は過失割合に応じて後に加害者または保険会社に請求します。

したがって健康保険で治療を受ける場合は、こちらの過失の有無に関係なく以下の書類の提出をしてください。

提出されないと健康保険組合が加害者または保険会社に治療費を請求できないため、被保険者に請求する場合がありますので必ず提出して下さい。

### [提出書類について]

#### ●交通事故の場合

①第三者行為による傷病届（交通事故）、②同意書、③誓約書、④交通事故証明書（出せない場合は⑤人身事故証明書入手不能理由書）⑥示談書の写し（既に行っている場合）を健康保険組合HPからダウンロードし、記入例を参考にもれなく提出して下さい。

#### ●交通事故以外の第三者行為の場合（ケンカ、食中毒など）

②同意書、③誓約書、⑥示談書の写し（既に行っている場合）、⑦第三者行為による傷病届（交通事故以外）を健康保険組合HPからダウンロードし、記入例を参考にもれなく提出して下さい。

#### ●自損事故の場合

④交通事故証明書、⑧自損事故による傷病届を健康保険組合HPからダウンロードし、記入例を参考にもれなく提出して下さい。

また自損事故によって同乗者がケガをし、同乗者が健康保険で治療を受けた場合は同乗者が加入する健康保険組合に「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。

## [交通事故証明書について]

警察に届出のない事故については交通事故証明書の発行はできません。事故当時は症状がなく受診するつもりがなかった等といった理由で、物損事故で届出した場合は警察に申し出て人身事故に切り替えてください。

交通事故証明書は各都道府県にある自動車安全運転センターの窓口、Webサイトの専用ページから申請ができます。また警察署・交番に備え付けの交通事故証明書申込用紙に記入のうえ郵便局窓口でも発行の申し込みが可能です。

なお、申し込みが出来る人は、交通事故の当事者（加害者・被害者）又は当事者の委任を受けた人です。

詳しくは「自動車安全運転センター」のホームページをご参照ください。

申請方法 ⇒ <https://www.jsdc.or.jp/certificate/tabid/113/Default.aspx>

よくある質問 ⇒ <https://www.jsdc.or.jp/qa/tabid/126/Default.aspx>

## [症状固定・示談について]

治療が進み症状固定したと判断されるという理由で、損保会社から書類にサインを求められたり支払打ち切りの話が出たときは、内容を慎重に確認してください。

受診していた医療機関での治療が完了、あるいは症状固定の診断が出た後に、なお残存する痛みなどに対して行う診療については、事故との相当因果関係が無くなったものとみなし、健保組合で給付を行うこととなります。

治療が終わったら、最終受診日を健保組合に必ず連絡してください。連絡せずに示談した場合、加害者や損害保険会社に治療費を請求できない場合は、被保険者に請求する場合がありますので、示談書には「健保組合の立て替え分の請求にも応じる」旨を盛り込んでください。

## [整骨院・接骨院での受療について]

整骨院や接骨院では応急処置はしてもらえますが、事故により思わぬ傷病が発生している可能性もありますので、整形外科など必ず医師の診断を受けてください。また、整形外科で骨折と診断された部位の整骨院等での後療や、整形外科で治癒と診断された後に整骨院等がかかった費用については損保会社によっては支給されない場合もありますのでご注意ください。